

第89期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時

開催場所

横浜市保土ヶ谷区星川二丁目4番1号 当 会 社
（ 星 川 S F ビ ル 6 階 ）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主様へのお願い

株主総会の会場内において、ご来場の株主様へ当社から一律にマスクの着用をお願いすることはいたしませんので、ご来場にあたりましてはご自身でマスクの着脱をご判断くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会に出席する取締役、監査役および運営係員は、マスクを着用して対応させていただく場合がございます。

目 次

第89期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告書	31

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	37
第2号議案 取締役9名選任の件	38
第3号議案 監査役3名選任の件	49

証券コード 6937

(発送日) 2024年6月5日

(電子提供措置の開始日) 2024年5月23日

横浜市保土ヶ谷区星川二丁目4番1号

古河電池株式会社

代表取締役社長 黒田 修

株主各位

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト：<https://corp.furukawadenchi.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、そちらからご確認くださいませ、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）：

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「古河電池」または「コード」に「6937」を入力のうえ検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日時	2024年6月26日（水曜日）午前10時
場所	横浜市保土ヶ谷区星川二丁目4番1号 当 会 社 （星川S Fビル6階） (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
目的事項	報告事項 1. 第89期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第89期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件
招集にあたっての決定事項	(1)議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前（2024年6月22日）までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。 (2)ご返送された議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ・株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、株主様の混乱を避ける等の観点から、本招集ご通知につきましては、法令および当社定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、全ての株主様に対して送付することとしております。
- ・電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知ならびに当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載した書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人の監査の対象となった書類であります。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

(経営環境)

当連結会計年度における世界経済は、ロシア・ウクライナ戦争の影響によるエネルギーコストの高騰、イスラエル・ハマス戦争による世界情勢の不安定化に加え、中国の不動産市場の低迷や欧米の金融引締めによる景気の下振れリスク等により先行き不透明な状況にあります。

我が国経済においても、中国経済の先行き懸念や世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の減速が景気の下振れリスクとなっている他、原材料価格やエネルギーコストの高騰等により先行き不透明な状況が続いております。

蓄電池業界においては、自動車分野はカーボンニュートラルに向けた再生可能エネルギーの利用拡大、世界的な自動車の電動化・自動化・サービス化といった業界の構造変化が進んでおり、産業分野は再生可能エネルギー関連市場やデータセンター向け、スマートグリッド向け等の需要が拡大しております。

先行きについては、原材料価格やエネルギーコストの高騰等により、自動車・産業ともに厳しい状況となる事が想定されます。

当社グループにおいては【SDGsの目標達成に貢献するグローバル戦略の推進】【基幹事業である鉛電池での収益向上】【次世代電池を含む新製品開発と新しいソリューションビジネスの立上げ】【サステナブル経営のための人材育成による革新力の蓄積】を推進してまいりました。

(経営成績)

当社グループの売上高は前期比5,917百万円(8.5%)増加し75,455百万円となりました。これは、主に自動車向けの販売が堅調に推移した事によります。このうち海外売上高は28,696百万円となり、売上高全体の38.0%となりました。

損益面につきましては、営業利益は主な原材料である鉛等の価格やエネルギーコストが高騰したものの、国内外での販売が堅調に推移したことにより前期比1,333百万円増加し3,233百万円(前期は営業利益1,900百万円)、経常利益は前期比1,223百万円増加し3,417百万円(前期は経常利益2,193百万円)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は前期比1,777百万円増加し2,574百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益797百万円)となりました。

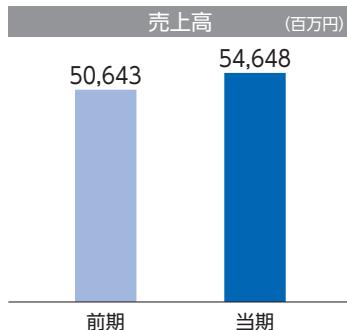
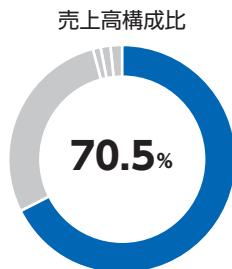
セグメント別の状況は以下の通りです。

セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高または振替高2,129百万円を含み、セグメント利益は営業利益（のれん償却前）ベースの数値であります。

【事業部門別の営業概況】

自動車事業

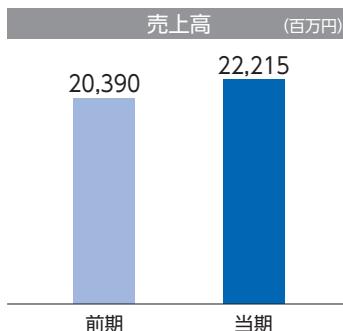
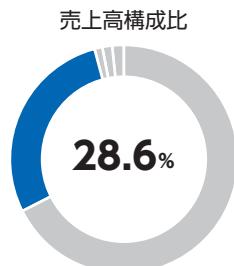
売上高：54,648百万円



自動車の売上高は前期比4,004百万円（7.9%）増の54,648百万円、セグメント利益は前期比1,205百万円（62.7%）増の3,127百万円となりました。これは、タイ・インドネシア市場での販売が堅調に推移したこと等によります。

産業事業

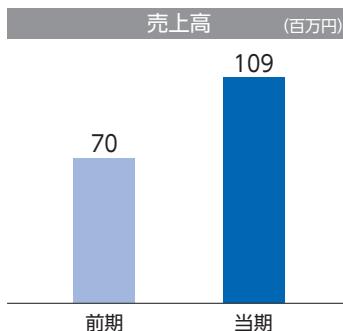
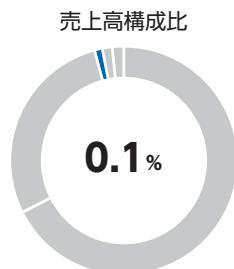
売上高：22,215百万円



産業の売上高は前期比1,825百万円（9.0%）増の22,215百万円となりました。セグメント利益は前期比57百万円（21.2%）増の328百万円となりました。これは、データセンター向けの販売が堅調に推移したこと等によります。

リチウム事業

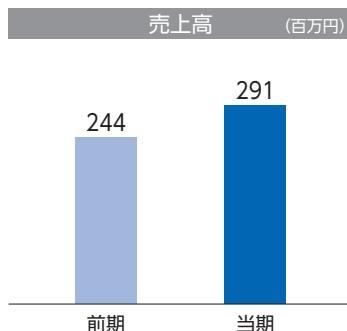
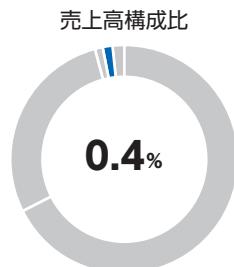
売上高：109百万円



リチウムの売上高は前期比39百万円（55.7%）増の109百万円、セグメント損失は269百万円（前期はセグメント損失279百万円）となりました。これは販売は増加しましたが市場の立ち上がり途上であることから損失が発生しております。

不動産事業

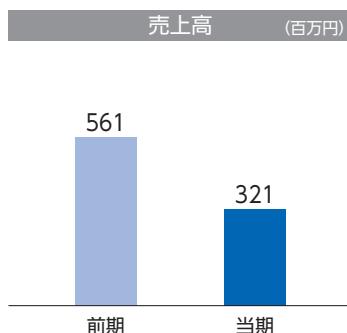
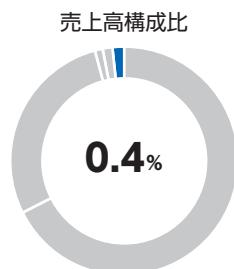
売上高：291百万円



不動産の売上高は前期比47百万円（19.3%）増の291百万円、セグメント利益は前期比40百万円（116.4%）増の75百万円となりました。これはテナントの入居率増加により賃料収入が増加したためであります。

その他

売上高：321百万円



その他の売上高は前期比240百万円（42.8%）減の321百万円、セグメント損失は28百万円（前期はセグメント損失48百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資額は、3,040百万円であります。その主なものは、タイのSIAM FURUKAWA CO.,LTD.および日本のいわき事業所、今市事業所における鉛蓄電池の製造設備投資であります。なお、これらに伴う資金は借入金および自己資金にて充當いたしました。

(3) 資金調達の状況

当社グループにおきましては、グループ全体の預金や借入金の一元管理を図るために、グループ内資金集中管理システムを導入、運用しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しについては、インフレに対する各国中央銀行による金利引き上げに伴う景気減速や、円安による輸入原材料価格、並びにウクライナやパレスチナ、紅海周辺といった地域における地政学的リスク上昇に伴うエネルギーコストの高騰が続いていること等が事業にとってネガティブな要素となり、当社グループを取り巻く環境は厳しい状況が続くと予想されます。また、長期的には、再生可能エネルギー等拡大が見込まれる市場はあるものの、主力事業である国内鉛蓄電池の成長率は鈍化が見込まれており、競争も激化すると予想されます。そのような状況下、生産の効率化等で既存事業の競争力を強めるとともに、主に新興国市場での海外事業の拡大や、新製品や新規事業の立ち上げ、またそれらを達成するための人材育成を重要な課題ととらえ、施策を行ってまいります。

事業別の対処すべき課題は、以下のとおりであります。

自動車事業については、半導体不足による新車の供給不足は緩和の方向であるものの、インフレに伴う需要の減速や、東南アジア市場を中心とした自動車ローン審査の厳格化、並びに中国製EVの拡大により、鉛蓄電池需要の大きな拡大は期待できないと予想されます。一方で先進国市場を中心に、電動化・自動化・サービス化といった業界の構造再編が一層進むと見ています。そのような状況下、それぞれの市場において競争力のある製品や品質・サービスを提供すると共に、新たな海外市場の攻略やインドネシア事業の収益力の強化を重要な課題ととらえ、施策を行ってまいります。

産業事業については、再生可能エネルギー関連市場やデータセンター、スマートグリッド向け等の需要の拡大が引き続き見込まれるものの、価格競争が一層激化すると予想されます。そのような状況下、競争力のある電池の開発や、海外市場への展開、また電池の特徴を活かしたソリューションビジネスにつながるESS (Energy Storage System) 事業の立ち上げを進めることを重要な課題ととらえ、実現してまいります。

これらの取り組みへの挑戦を通して、古河電池グループが持てる力を最大化し、市場軸・製品軸両方の事業領域を拡大させていくことで、持続的な成長と中長期的企業価値の向上を目指すとともに、ESG経営を推進することで真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献いたします。そして、より一層必要とされ、親しまれる企業を目指してまいります。

(5) 事業等のリスク

①為替相場の変動による影響について

I. リスクの内容および経営成績、財政状態に与える影響内容

当社グループの取引には外貨による輸出・輸入が含まれており、為替相場の変動が当社グループの売上高、売上原価や営業債権、営業債務等に影響を与える可能性があります。

II. 顕在化の可能性および発生時期

市場動向によるため顕在化する可能性は高く、また時期については常に発生するリスクが考えられます。

III. 対応策

外貨での取引を行う場合で取引開始から決済まで期間が長期に及ぶなど、為替変動リスクが高い取引については、為替予約取引を行い、為替変動リスクを回避しております。

②主要製品に使用される原材料の価格変動について

I. リスクの内容および経営成績、財政状態に与える影響内容

当社グループの主要製品に使用される原材料（鉛・ニッケル）は、その価格変動率が大きく、当社グループの売上高、売上原価や営業債権、営業債務等に影響を与える可能性があります。

II. 顕在化の可能性および発生時期

市場動向によるため顕在化する可能性は高く、また時期については常に発生するリスクが考えられます。

III. 対応策

原材料の購入のうち一部についてはコモディティスワップ取引を行い、価格変動リスクを回避しております。

③海外活動に潜在するリスクについて

I. リスクの内容および経営成績、財政状態に与える影響内容

当社グループは、現在海外で生産・販売を行っておりますが、地域によっては政治的および社会的リスクがあり、当社グループの売上高、売上原価および特別損失や営業債権、営業債務等に影響を与える可能性があります。

II. 顕在化の可能性および発生時期

一部地域については過去にクーデターが発生しており、今後も発生する可能性は高いと想定されます。また時期については常に発生するリスクが考えられます。

Ⅲ. 対応策

グループBCP（事業継続計画）を的確に構築・実行して業務中断に伴うリスクを最小限に抑えるため、平時から準備しております。

なお、ウクライナ情勢については、経済制裁や各国規制等による営業活動への影響はあるものの当社グループの業績及び財政状態に与える影響は軽微と見込んでおります。

④債権の回収リスクについて

I. リスクの内容および経営成績、財政状態に与える影響内容

当社グループは、取引先の業績悪化等により特に取引額の大きい得意先の信用状況が悪化した場合、当社グループの一般管理費や営業債権等に影響を与える可能性があります。

II. 顕在化の可能性および発生時期

与信管理の徹底により顕在化の可能性は低いと想定しておりますが、景気動向等により急激に可能性が高まる事も想定しております。また時期については常に発生するリスクが考えられます。

Ⅲ. 対応策

取引先の信用リスクに対して細心の注意を払い与信管理体制を強化しております。

⑤大規模災害等の影響について

I. リスクの内容および経営成績、財政状態に与える影響内容

当社グループの製造拠点は、国内では栃木県、福島県にあり、海外ではタイ、インドネシアにあります。東日本大震災では、国内の両事業所が少なからず被害を受け、タイの大洪水では、取引先企業の操業停止の影響を受け一時操業停止となりました。今後、地震や風水害などの自然災害、伝染病・感染症の流行による影響を受け、部品供給が不可能、あるいは遅延する恐れがあり、当社グループの売上高、売上原価および特別損失や営業債権、営業債務等に影響を与える可能性があります。

II. 顕在化の可能性および発生時期

今後も大規模な災害や感染症の流行等が発生する可能性は高く、また時期については常に発生するリスクが考えられます。

Ⅲ. 対応策

BCPを的確に構築・実行して業務中断に伴うリスクを最小限に抑えるため、平時から準備しております。

⑥金利の上昇について

I. リスクの内容および経営成績、財政状態に与える影響内容

当社グループの有利子負債には、金利変動の影響を受けるものが含まれております。したがって、金利上昇により支払利息が増加する可能性があります。

II. 顕在化の可能性および発生時期

市場動向によるため顕在化する可能性は高く、また時期については常に発生するリスクが考えられます。

III. 対応策

返済期間が長期間になる場合等、金利変動リスクが高い取引については、金利スワップ取引を行い金利変動リスクを回避しております。

⑦資産について

I. リスクの内容および経営成績、財政状態に与える影響内容

当社グループが保有する資産の一部については時価や事業計画から算定された将来キャッシュ・フローに基づく会計上の見積りにより計上されており、市況や事業環境の悪化によって、当社グループが保有する資産の市場価格が著しく低下する場合や事業計画が達成出来ない場合等においては減損損失や引当金の計上等により当社グループの経営成績、財政状態に影響を与える可能性があります。

II. 顕在化の可能性および発生時期

市場動向や事業計画の状況によるため顕在化する可能性は高く、また時期については常に発生するリスクが考えられます。

III. 対応策

市場動向や事業計画の進捗状況について定期的なモニタリングを行っており、早期の兆候把握に努めております。

⑧サイバー攻撃等のリスクについて

I. リスクの内容および経営成績、財政状態に与える影響内容

サイバー攻撃や不正アクセス等の外的要因や人為的要因等に起因する情報流出による不正使用、システム障害による事業活動停止等のリスクがあり、当社グループの売上高、売上原価および特別損失や営業債権、営業債務等に影響を与える可能性があります。

II. 顕在化の可能性および発生時期

常に発生するリスクが考えられます。

III. 対応策

情報セキュリティ基本方針のもと、セキュリティガバナンス強化を行っております。

⑨気候変動リスクについて

I. リスクの内容および経営成績、財政状態に与える影響内容

気候変動に伴うサステナブル対応のための設備導入や平均気温上昇に伴う職場環境悪化による、職場環境の維持のためのエネルギーコストの増加等のリスクがあり、当社グループの売上高、売上原価および特別損失や営業債権、営業債務等に影響を与える可能性があります。

II. 顕在化の可能性および発生時期

常に発生するリスクが考えられます。

III. 対応策

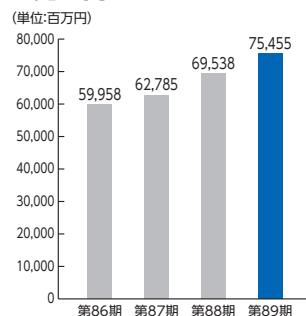
気候変動に関する事業活動におけるリスクをTCFD推進ワーキンググループで検討し、サステナビリティ委員会での審議、取締役会での承認を経て、リスクマネジメント委員会と連携してリスクを管理しています。

(6) 財産および損益の状況の推移 企業集団の財産および損益の状況の推移

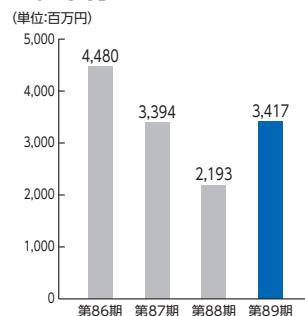
区 分		2020年度 (第 86 期)	2021年度 (第 87 期)	2022年度 (第 88 期)	2023年度 (第 89 期)
売上高	(百万円)	59,958	62,785	69,538	75,455
営業利益	(百万円)	4,397	3,212	1,900	3,233
経常利益	(百万円)	4,480	3,394	2,193	3,417
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	3,614	3,837	797	2,574
1株当たり当期純利益	(円/銭)	110.29	117.07	24.34	78.56
総資産額	(百万円)	57,686	60,681	63,278	65,461
純資産額	(百万円)	31,388	33,826	34,947	37,906
1株当たり純資産額	(円/銭)	918.59	992.95	1,028.38	1,118.64

- (注) 1. 2020年度は、売上高につきましては、国内及びタイにおける新車向けの販売が減少し前期比7.0%減となりました。利益面については、取換需要向けが好調に推移した事等により経常利益は4,480百万円となりました。
2. 2021年度は、売上高につきましては、自動車向けの販売が好調に推移し前期比4.7%増となりました。利益面については、主な原材料である鉛等の価格上昇により前期比1,085百万円減少し経常利益は3,394百万円となりました。
3. 2022年度は、売上高につきましては、自動車向けの販売が好調に推移し前期比10.8%増となりました。利益面については、主な原材料である鉛等の価格やエネルギーコストが高騰した影響により前期比1,200百万円減少し経常利益は2,193百万円となりました。

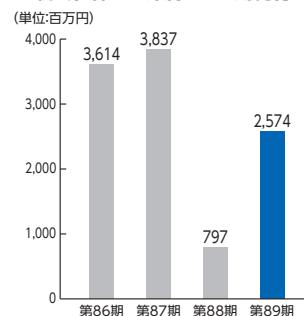
■売上高



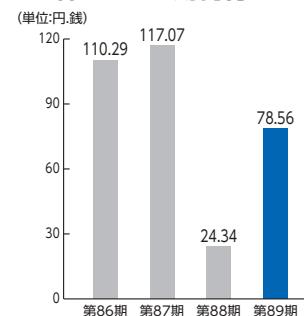
■経常利益



■親会社株主に帰属する当期純利益



■1株当たり当期純利益



(7) 重要な親会社および子会社の状況 (2024年3月31日現在)

① 親会社との関係

当社の親会社は古河電気工業株式会社で、同社は当社の株式187,812百株（持株比率57.30%）を保有しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
古河電池販売株式会社	95百万円	100.0%	電池の販売
第一技研工業株式会社	41百万円	100.0%	樹脂成型品製造
SIAM FURUKAWA CO.,LTD.	240百万タイバート	100.0%	電池の製造、販売
HDホールディングス株式会社	200百万円	100.0%	不動産賃貸業
PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING	899,732百万 インドネシアルピア	51.0%	電池の製造、販売
新潟古河バッテリー株式会社	10百万円	50.0%	電池の販売

(注) 2023年10月1日付で、当社の連結子会社であるエフビーファイナンス株式会社を吸収合併しております。

(8) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、各種蓄電池および電気機械器具の製造および販売を主要な事業としております。

(9) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

当社本社	神奈川県横浜市	
国内営業拠点	当社 全国10拠点 販売会社 古河電池販売(株) 全国6拠点	
海外営業拠点	SIAM FURUKAWA TRADING CO.,LTD.	(タイ)
国内生産拠点	当社今市事業所 当社いわき事業所	(栃木県日光市) (福島県いわき市)
海外生産拠点	SIAM FURUKAWA CO.,LTD. PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING	(タイ) (インドネシア)
その他	第一技研工業(株) HDホールディングス(株)	(栃木県宇都宮市) (東京都品川区)

(注) 2023年10月1日付で、当社の連結子会社であるエフビーファイナンス株式会社を吸収合併しております。

(10) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
自動車	1,860名	6名増
産業	514名	6名増
リチウム	15名	－
不動産	5名	1名増
その他	10名	－
合計	2,404名	13名増

(注) 出向者および臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,090名	22名増	39.8歳	12.2年

(注) 出向者および臨時従業員は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	1,484
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	1,320

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 32,777,668株
(自己株式数22,332株を除く。)
- (3) 株主数 10,694名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (百株)	持株比率 (%)
古河電気工業株式会社	187,812	57.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15,881	4.85
古河電池取引先持株会	5,526	1.69
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,748	1.45
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	3,799	1.16
朝日生命保険相互会社	3,520	1.07
UBS AG LONDON A/C I P B SEGREGATED C L I E N T A C C O U N T	2,500	0.76
B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T J P R D A C I S G (F E - A C)	2,014	0.61
米原恭淳	1,962	0.60
株式会社 S B I 証券	1,645	0.50

(注) 持株比率は自己株式 (22,332株) を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	黒田 修	リスク管理担当
取締役常務執行役員	千葉 徹	産業機器事業本部長 今市産業革新担当
取締役常務執行役員	田口 仁	自動車事業本部長 販売会社、PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING担当 PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING コミサリス PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY SALES コミサリス
取締役常務執行役員	河合 哲也	コーポレート本部長、経理、法務、人事総務、 関連会社（販売会社を除く）担当
取締役常務執行役員	清水 信明	戦略企画本部長 CIO(Chief Information Officer)、資材、IR担当
社外取締役	江口 直也	FDK株式会社 顧問
社外取締役	飯村 北	ITN法律事務所 代表弁護士 マルハニチロ株式会社 社外取締役 株式会社ヤマダホールディングス 社外監査役 株式会社三陽商会 社外監査役
社外取締役	佐藤 達郎	多摩美術大学 美術学部 リベラルアーツセンター長/教授 青山学院大学大学院総合文化政策学研究所 非常勤講師 青山学院大学経営学部非常勤講師 株式会社小田急エージェンシー 外部アドバイザー コミュニケーション・ラボ 代表
取締役	中嶋 章文	古河電気工業株式会社 戦略本部 経営企画部長
常勤監査役	石崎 俊司	
社外監査役	小川 幸伸	公認会計士小川幸伸事務所 代表 公益財団法人佐々木研究所 監事
社外監査役	木川 真希子	

- ① 社外取締役は、次のとおりです。
江口直也、飯村北、佐藤達郎
- ② 社外監査役は、次のとおりです。
小川幸伸、木川真希子
- ③ 監査役小川幸伸氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ④ 当社は取締役江口直也、飯村北、佐藤達郎、および監査役小川幸伸、木川真希子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は第89期定時株主総会にて3名の社外取締役および2名の社外監査役を候補者としております。同総会にて選任が承認された際は、当該社外取締役および社外監査役を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
当社と取締役江口直也、飯村北、佐藤達郎、中嶋章文および監査役小川幸伸、木川真希子の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
取締役江口直也、飯村北、佐藤達郎および監査役小川幸伸、木川真希子の各氏との当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金4百万円または法令が定める額のいずれか高い額としており、取締役中嶋章文との当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金1百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(参考)

当社は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりです。

(2024年4月1日現在)

氏名		地位および担当
上村	高敏	常務執行役員 社長付
山本	敏郎	上席執行役員 ESH (Environment Safety Health) 本部長、品質保証、起業、健康経営担当
井出	雅之	上席執行役員 CPO(Chief Product Officer) 兼 技術本部長、BIPプロジェクト担当
新妻	郁浩	執行役員 コーポレート本部 いわき事業所長
樋上	俊哉	執行役員 技術本部副本部長 兼 リチウム開発統括部長、リチウム事業担当
比佐	壮	執行役員 自動車事業本部 自動車生産統括部長 古河電池販売株式会社 取締役 SIAM FURUKAWA CO.,LTD. 取締役会長 PT. FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING 取締役
鈴木	孝光	執行役員 産業機器事業本部 産業機器生産統括部長 兼 産業海外技術企画部長 兼 コーポレート本部 今市事業所長 第一技研工業株式会社 取締役
蛭田	友喜	執行役員 自動車事業本部 自動車営業統括部長
吉田	賀一	執行役員 産業機器事業本部 産業機器営業統括部長 兼 経営管理業務グループ長 HDホールディングス株式会社 取締役

(2) 事業年度中に辞任または解任された取締役および監査役
該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要
該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしており、1年ごとに契約更新しております。

当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社（ただし、古河電池販売(株)、第一技研工業(株)、HDホールディングス(株)、新潟古河バッテリー(株)および(株)ABRIに限ります。）の取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、当該保険契約では、当社および当社子会社が、被保険者である役員に対して損害賠償責任を追及する場合等、一部の場については免責事項としており、また補填の額について免責金額を設けることによって、被保険者である役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、決定方針という。）を決議し、2021年4月28日開催の取締役会において、決定方針を一部変更しております。決定方針を決議および一部変更した取締役会の開催前に、予め決定方針の内容について、独立社外取締役を中心に構成される指名・報酬委員会において審議を行っております。また取締役会は当事業年度に係る取締役の個人報酬等について、その報酬の内容が決定方針と整合しており、決定方針に沿うものであると判断しております。なお決定方針の概要は次の通りです。

Ⅰ. 取締役報酬等の基本的考え方

取締役の報酬等については、企業業績、企業価値の向上に資すること、多様で優秀な人材を確保できる水準であること、透明性の高いプロセスを経て決定されることを基本として設計しております。

Ⅱ. 個人別報酬の（次の事項の）決定に関する方針

（i）固定報酬の額又は数の算定方法

金銭による固定報酬は、取締役としての報酬、代表取締役としての報酬、執行役員としての報酬で構成されております。このうち、執行役員としての報酬は、役位と職責および前期の業績等を評価のうえ決定しております。

(ii) 業績連動報酬に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法

業績連動報酬は、業務執行取締役の各役位の職責等を踏まえ、原則として、執行役員としての役位が高くなるに応じて、業績指標との連動性が大きくなる設定としております。

業績指標としては、安定的な株主配当確保と成長性の観点より親会社株主に帰属する当期純利益の対前年達成度および本業による収益性の確保との観点より連結営業利益の目標達成度 [100%未満、100%以上105%未満、105%以上] との組合せにより導いた評価点に基づいて業績連動報酬を算出しております。

業績指標である親会社株主に帰属する当期純利益の対前年比達成度は20%、連結営業利益の目標達成度は79%でありました。

(iii) 非金銭報酬（株式報酬）の内容及び額又は数の算定方法

当社は中長期のインセンティブとして株式報酬を採用しておりませんが、取締役報酬制度見直しの一環として、導入を検討しております。

(iv) 個人別報酬における割合

当社の現在の取締役報酬は固定報酬と業績連動報酬となっております。なお、取締役報酬制度見直しの一環として、執行役員としての役位が高くなるに応じて業績連動報酬の構成比率が高まる制度の導入を検討しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は2010年6月29日開催の定時株主総会において月額20百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は2009年6月25日開催の定時株主総会において月額3百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定について第三者への委任は行っておりません。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 人数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	140 (16)	137 (16)	3 (-)	- (-)	10 (3)
監査役 (うち社外 監査役)	27 (10)	27 (10)	- (-)	- (-)	3 (2)

注1. 当社では非金銭報酬を採用しておりません。

注2. 上記には2023年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。

(6) 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況等

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	江口直也	FDK株式会社 顧問
	飯村北	ITN法律事務所 代表弁護士 マルハニチロ株式会社 社外取締役 株式会社ヤマダホールディングス 社外監査役 株式会社三陽商会 社外監査役
	佐藤達郎	多摩美術大学 美術学部 リベラルアーツセンター長/教授 青山学院大学大学院総合文化政策学研究所 非常勤講師 青山学院大学経営学部非常勤講師 株式会社小田急エージェンシー 外部アドバイザー コミュニケーション・ラボ 代表
監査役	小川幸伸	公認会計士小川幸伸事務所 代表 公益財団法人佐々木研究所 監事
	木川真希子	

- ・取締役江口直也氏の兼職先であるFDK株式会社は当社の取引先であります。
- ・取締役飯村北氏の兼職先であるITN法律事務所、株式会社ヤマダホールディングス、マルハニチロ株式会社および株式会社三陽商会と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役佐藤達郎氏の兼職先である多摩美術大学、青山学院大学、株式会社小田急エージェンシーおよびコミュニケーション・ラボと当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小川幸伸氏の兼職先である公認会計士小川幸伸事務所、公益財団法人佐々木研究所と当社との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会および監査役会への出席状況

		取締役会		監査役会	
		出席回数/開催回数	出席率	出席回数/開催回数	出席率
取締役	江口直也	18/18回	100%	—	—
取締役	飯村北	18/18回	100%	—	—
取締役	佐藤達郎	18/18回	100%	—	—
監査役	小川幸伸	18/18回	100%	11/11回	100%
監査役	木川真希子	18/18回	100%	11/11回	100%

バ. 取締役会および監査役会における発言状況

- ・取締役江口直也氏は、先端技術分野、技術開発部門における豊富な経験および実績ならびに製造業の経営者としての見識を有しており、当社の経営全体を俯瞰し、適宜、提言・助言等を行っております。
- ・取締役飯村北氏は、弁護士としての公正・中立な立場から豊富な経験と広い見識を有しており、当

社の経営全体を俯瞰し、適宜、提言・助言等を行っております。

- ・取締役佐藤達郎氏は広告業界や大学教育分野での豊富な経験と広い見識ならびに執筆・講演・研修・企画・コンサルティング等の幅広い分野での実績を有しており、当社の経営全体を俯瞰し、適宜、提言・助言等を行っております。
- ・監査役小川幸伸氏は、公認会計士としての高い見識と長年の経験に基づく専門的見地から、独立した視点で当社の経営全体を俯瞰し、適宜、発言等を行っております。
- ・監査役木川真希子氏は、監査業務に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、独立した視点で当社の経営全体を俯瞰し、適宜、発言等を行っております。

ウ. 親会社等からの報酬額

該当事項はありません。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、経営戦略・計画への策定への関与との観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、当社の経営陣幹部の人事や報酬などを審議する指名・報酬委員会および、親会社との利益相反取引等を審議する利益相反管理委員会の委員に任命されている社外取締役は、その全てに出席し、業務執行者から独立した客観的な立場で経営陣の監督に努めております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社および当社の子会社等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円
(2) 上記(1)の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子会社等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	52百万円
(3) 上記(2)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬額等	52百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査役会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査人の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうか検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 3.当社の子会社であるSIAM FURUKAWA CO.,LTD.、SIAM FURUKAWA TRADING CO.,LTD.およびPT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURINGは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することといたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められる場合など、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することといたします。

6 会社の体制および方針

- (1) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 古河電工グループの一員として、「古河電工グループCSR行動規範」を当社の法令遵守の基本理念としております。
 - ② 役職員が法令および定款を遵守し、適切に職務を執行するよう、コンプライアンス規程を定め、それを全役職員に周知徹底させます。
 - ③ コンプライアンス委員会を置き、全役職員のコンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス・プログラムを策定し実施いたします。
 - ④ 内部通報窓口を設置し、違反行為の未然防止および早期発見・是正を図ります。
 - ⑤ 反社会的勢力に対しては、不当な要求に屈することのないよう、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するものといたします。
 - ⑥ 独立社外取締役が過半数を占める、任意の利益相反管理委員会を設置し、関連当事者間の取引について、取引内容の合理性を検証し、必要に応じ取締役会に是正勧告等を行います。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る重要な意思決定および報告に関する文書の作成、保存および廃棄等の管理に関する規程等を定めるものといたします。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理を統括する部門を設置し、担当取締役を置いております。リスク管理部門は、リスク管理に関する規程等を定め、リスク管理体制の構築および運用を行います。
 - ② 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、経営に重大な影響を与えるリスクを認識した場合は取締役会へ報告するものといたします。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、当該目標を達成するために取締役ごとに各期の目標を定め、その結果の評価を行うものといたします。
 - ② 取締役会、経営会議の他に、情報の共有化を図る場を設けるとともに、IT技術を活用し的確で迅速な意思決定ができる仕組みを構築いたします。
 - ③ 取締役等の候補指名及び報酬については、任意の指名・報酬委員会を設置し、候補者選定及び報酬制度の妥当性を審議し、取締役会に答申する。尚、委員の過半数を独立社外取締役とすることで、客観性、透明性を強化いたします。

- (5) 次に挙げる体制その他の当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ニ) 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 子会社に対し、経営状態を把握するために必要となる情報の定期報告を求めます。
 - ② 子会社管理の担当部署を置き、子会社管理運営の標準等を定め、子会社の状況に応じて必要な管理・指導を行います。
 - ③ 「古河電工グループCSR行動規範」に基づいたグループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
また、リスク管理部門が中心となり、子会社に対し、リスク管理、内部統制、コンプライアンスに関する教育の実施や助言、指導を行います。
 - ④ 主要な子会社へは、役員を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてのモニタリングを行うほか、リスク管理部門は、当社監査部門の立場からの子会社管理を実施いたします。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適任者を置くものとし、その独立性を確保するため、当該使用人の人事・処遇等に関しては監査役の事前の同意を得るものといたします。
- (7) 当社の監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役指揮命令に従い監査役業務の補助および監査役会の運営の補助を行います。
 - ② 補助使用人は監査役会に出席し、監査役より指示された業務の実施内容および結果につき報告を行います。
- (8) 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
- ① 当社の常勤監査役は当社の取締役会、経営会議等子会社を含むすべての会議にも出席できるものとし、当社の経営に係る重要な情報が把握できる体制といたします。
 - ② IT技術等を利用して、当社の生産・営業・品質等に係る重要な情報が把握できるシステムを構築するものとなります。
 - ③ 当社および子会社の内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況については、取締役または担当部門長が監査役へ報告するものとなります。
また当社および子会社に重大な損失を与える事態が発生し、または発生する恐れがあるときは、リスクマネジメントシステムにおいて、監査役への報告が行われる体制を構築いたします。
 - ④ 当社の監査役は、当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人に対し、業務執行に関する事項について報告を求めることができるものとなります。

(9) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告を行った当社および子会社の役職員が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを当社および子会社の「コンプライアンス規程」に定めるものといたします。

(10) 当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該仕事の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその仕事の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の仕事の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

(11) その他当社の監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会の監査方針および監査実施計画は社内に周知徹底するものとし、監査役監査が効率的および実効的に行われるよう対応を図るものといたします。
- ② 必要に応じて、監査役と代表取締役との意見交換会を開催し、監査役監査の実効性を高めるものといたします。

(12) 内部統制システムの運用状況

当社および子会社を含めた古河電池グループとして内部統制システムの構築・コンプライアンス・リスクマネジメントの強化を図るべく、子会社も対象にコンプライアンスに関するハラスメント・競争法・贈収賄規制・著作権のセミナーを実施し、年度監査計画に基づき内部統制・公正取引・労務管理・債権管理等の業務監査を実施しました。業務監査ではまた監査役との共同監査も実施し、結果や今後の取組み等について定期的に開催される監査役との連絡会および取締役会で報告しております。

事業計画については定期的にマネジメントレビューを開催し、進捗状況・今後の取組みについて討議いたしました。

取締役会、臨時取締役会、経営会議および業務連絡会が定期的に開催され、社内ネットの活用を含め監査役との情報共有を図り、「重要文書管理規程」に基づき、重要文書を適切に保管しております。

また監査役補助人を置き、監査役会に出席し、業務の補助を行っております。

コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、情報セキュリティ委員会等においては、関連する活動に対し審議し、さらなるコンプライアンスの強化としては、部門長をコンプライアンス推進者、また補佐するサポート者を各部門に設置し、コンプライアンス組織の拡充を図っております。

また、いわき・今市の各事業所にもハラスメント窓口を設置し、組織・サポート体制の強化を図っております。

リスクマネジメントにおいては、本社を対象としたBCP（事業継続計画）訓練を実施し、BCM（事業継続マネジメント）としてリスクマネジメントの推進を図りました。

(注) 本書中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	36,787
現金及び預金	4,062
有価証券	4,747
受取手形及び売掛金	13,789
電子記録債権	1,706
商品及び製品	3,802
仕掛品	5,836
原材料及び貯蔵品	1,930
その他	926
貸倒引当金	△15
固定資産	28,674
有形固定資産	24,686
建物及び構築物	20,597
減価償却累計額	△13,347
建物及び構築物(純額)	7,249
機械装置及び運搬具	42,686
減価償却累計額	△35,060
機械装置及び運搬具(純額)	7,626
工具、器具及び備品	8,359
減価償却累計額	△7,572
工具、器具及び備品(純額)	787
土	7,827
リース資産	925
減価償却累計額	△501
リース資産(純額)	424
建設仮勘定	770
無形固定資産	994
リース資産	2
その他	991
投資その他の資産	2,993
投資有価証券	1,467
繰延税金資産	1,423
その他	124
貸倒引当金	△21
資産合計	65,461

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	18,850
支払手形及び買掛金	5,725
電子記録債務	1,848
短期借入金	4,356
リース債務	109
未払法人税等	310
未払消費税等	474
契約負債	107
賞与引当金	968
製品保証引当金	186
設備関係電子記録債務	391
その他	4,371
固定負債	8,703
長期借入金	2,300
リース債務	366
繰延税金負債	799
退職給付に係る負債	2,609
資産除去債務	207
その他	2,421
負債合計	27,554
(純資産の部)	
株主資本	33,367
資本金	1,640
資本剰余金	653
利益剰余金	31,085
自己株式	△12
その他の包括利益累計額	3,298
その他有価証券評価差額金	580
繰延ヘッジ損益	9
為替換算調整勘定	2,697
退職給付に係る調整累計額	10
非支配株主持分	1,240
純資産合計	37,906
負債純資産合計	65,461

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売 上	高 価	75,455
売 上	原 価	61,031
売 上 総 利 益		14,424
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
販 売 費		3,030
一 般 管 理 費		8,161
営 業 利 益		3,233
営 業 外 収 益		
受 取 利 息		65
受 取 配 当 金		66
受 取 業 員 負 担 金		76
受 取 業 員 負 担 金		32
受 取 業 員 負 担 金		92
受 取 業 員 負 担 金		40
受 取 業 員 負 担 金		64
受 取 業 員 負 担 金		437
営 業 外 費 用		
支 払 利 息		220
支 払 利 息		33
支 払 利 息		253
経 常 利 益		3,417
特 別 利 益		
特 別 利 益		1
特 別 利 益		9
特 別 利 益		857
特 別 利 益		867
特 別 損 失		
特 別 損 失		66
特 別 損 失		5
特 別 損 失		260
特 別 損 失		331
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,953
法 人 税 及 び 事 業 税		599
法 人 税 及 び 事 業 税		787
法 人 税 及 び 事 業 税		90
法 人 税 及 び 事 業 税		1,476
当 期 純 利 益		2,476
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失 (△)		△98
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		2,574

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	48,697
売 上 原 価	39,434
売 上 総 利 益	9,263
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,450
営 業 利 益	812
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	900
家 賃 従 業 員 負 担 金	71
そ の 他	134
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	32
そ の 他	28
経 常 利 益	1,858
特 別 利 益	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	43
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9
退 職 給 付 制 度 改 定 益	857
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	17
減 損 損 失	5
製 品 保 証 費 用	260
関 係 会 社 株 式 評 価 損	816
税 引 前 当 期 純 利 益	1,669
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	109
法 人 税 等 調 整 額	469
当 期 純 利 益	1,090

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

古河電池株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 浩一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中川 満美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古河電池株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古河電池株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

古河電池株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 浩一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中川 満美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河電池株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、リスク管理部（内部監査部門）その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②内部統制システム（事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

古河電池株式会社 監査役会

常勤監査役 石崎 俊 司[㊞]

社外監査役 小川 幸 伸[㊞]

社外監査役 木川真希子[㊞]

以 上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

第89期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開などを勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金21円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、688,331,028円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	候補者属性
1	くろだ おさむ 黒田 修	代表取締役社長 リスク管理	再任
2	ちば とおる 千葉 徹	取締役常務執行役員 産業機器事業本部長、今市産業革新担当	再任
3	たぐち ひとし 田口 仁	取締役常務執行役員 自動車事業本部長、販売会社、PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING 担当	再任
4	かわい てつ や 河合 哲也	取締役常務執行役員 コーポレート本部長、経理、法務、人事総務、事業 所、関連会社（販売会社を除く）担当	再任
5	しみず のぶ あき 清水 信明	取締役常務執行役員 戦略企画本部長 兼 CIO(Chief Information Officer)、資材、IR担当	再任
6	えぐち なお や 江口 直也	社外取締役	再任 社外 独立
7	いいむら そむく 飯村 北	社外取締役	再任 社外 独立
8	さとう たつ ろう 佐藤 達郎	社外取締役	再任 社外 独立
9	たか き けい し 高木 啓史		新任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">黒田 修 (1959年7月21日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">取締役在任年数：1年</p> <p style="text-align: center;">取締役会出席状況：13/14回 (2023年6月28日就任以降に開催された取締役会の回数を記載しております。)</p>	<p>1983年4月 古河電気工業株式会社入社 2007年4月 同社情報通信カンパニー通信営業部長 2009年12月 同社経営企画室主査 2010年4月 同社グループ会社統括部長 2013年4月 同社セールス・マーケティング部門営業企画部長 2015年4月 同社執行役員セールス・マーケティング部門関西支社長 2017年4月 同社執行役員常務グローバルマーケティングセールス部門長 同年6月 同社取締役 兼 執行役員常務グローバルマーケティングセールス部門長 2020年4月 同社取締役 兼 執行役員常務営業統括本部長 2022年4月 当社入社 2022年6月 古河電気工業株式会社取締役退任 同年同月 副社長執行役員、全社営業およびマーケティング戦略担当 2023年6月 代表取締役社長、リスク管理担当（現任）</p>	5,400株
	(候補者とした理由)	<p>黒田修氏は、古河電気工業株式会社において、営業およびマーケティング分野における広い見識ならびに経営幹部として幅広く経営に携わってきた豊富な経験と実績を有しています。今後もこれらの経験等をもとに、取締役として適切に職務を遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p>ちばとおる 千葉 徹 (1959年12月12日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数：3年</p> <p>取締役会出席状況：17/18回</p>	<p>1982年4月 古河電気工業株式会社入社 2005年6月 同社金属カンパニー主査 2010年7月 同社金属カンパニー一条事業部条統括営業部主査 同年8月 古河金属（無錫）有限公司董事 2012年4月 同社金属カンパニー一条事業部長 2013年4月 同社銅条・高機能材事業部門長 2014年2月 同社セールス・マーケティング部門主査 同年10月 同社より当社出向 2015年4月 当社関西支店長 2016年5月 関西支店長 兼 経営戦略企画室企画部長 同年6月 経営戦略企画室長 兼 企画部長 2018年6月 執行役員経営戦略企画室長 兼 企画部長 同年12月 古河電気工業株式会社から当社へ転籍 2019年3月 PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING 取締役社長 兼 PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY SALES 取締役副社長 兼 上席執行役員 2021年6月 上席執行役員産業機器事業本部長 兼 PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY SALES 取締役副社長 同年同月 取締役常務執行役員産業機器事業本部長 兼 PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY SALES 取締役 副社長、今市産業革新担当 2022年1月 取締役常務執行役員産業機器事業本部長、今市産業革新担 当（現任）</p>	4,600株
	(候補者とした理由)	<p>千葉徹氏は、産業機器事業部門の指揮を執ってきた実績および海外子会社の取締役社長の経験と経営戦略関連の豊富な経験と広い見識を有しています。今後もこれらの経験等をもとに、取締役として適切に職務を遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">た　　ぐち　　ひとし 田　　口　　仁 (1963年5月17日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">取締役在任年数：3年</p> <p style="text-align: center;">取締役会出席状況：18/18回</p>	<p>1987年4月 トリイチ・フード・ビジネス株式会社（現株式会社鳥市商店）入社</p> <p>1994年8月 同社退社</p> <p>同 年11月 東日本古河電池販売株式会社（現古河電池販売株式会社）に入社</p> <p>2000年4月 同社から当社出向</p> <p>同 年10月 東日本古河電池販売株式会社（現古河電池販売株式会社）から当社へ転籍</p> <p>2012年6月 中部古河電池販売株式会社（現古河電池販売株式会社）代表取締役社長</p> <p>2015年4月 古河電池販売株式会社代表取締役社長</p> <p>2017年6月 当社自動車営業統括部長市販営業部長 兼 物流業務部長</p> <p>2018年6月 執行役員自動車営業統括部長 兼 市販営業部長</p> <p>2020年6月 上席執行役員自動車事業本部自動車営業統括部長、販売会社担当</p> <p>2021年6月 取締役常務執行役員自動車事業本部長 兼 自動車営業統括部長、販売会社担当</p> <p>2021年11月 取締役常務執行役員自動車事業本部長、販売会社担当</p> <p>2022年5月 取締役常務執行役員自動車事業本部長、販売会社、PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING 担当（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY SALES コミサリス PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING コミサリス</p>	4,500株
	(候補者とした理由)	<p>田口仁氏は、販売会社の代表取締役社長の経験、自動車用電池の販売および営業部門における豊富な経験に基づく広い見識を有しています。今後もこれらの経験等をもとに、取締役として適切に職務を遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<p>かわい てつ や 河合 哲也 (1961年6月14日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数：4年</p> <p>取締役会出席状況：18/18回</p>	<p>1984年4月 松下電器産業株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）入社</p> <p>2002年2月 パナソニックブラジル有限会社取締役</p> <p>2004年4月 パナソニックブラジル有限会社常務取締役</p> <p>2008年7月 松下電池工業株式会社（現パナソニックエナジー株式会社）二次電池社経理グループGM</p> <p>2012年1月 三洋電機株式会社（現パナソニックエナジー株式会社）出向 エナジー社イオン電池ビジネスユニット事業管理統括部長</p> <p>2013年4月 パナソニック株式会社オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社（現パナソニックオートモーティブシステムズ株式会社、パナソニックインダストリー株式会社、パナソニックエナジー株式会社）経理センター事業経理グループGM</p> <p>2015年2月 同社常務 CFO</p> <p>2019年4月 パナソニック株式会社インダストリアルソリューションズ社（現パナソニックインダストリー株式会社、パナソニックエナジー株式会社）常務 CFO</p> <p>2020年3月 同社退社</p> <p>同年5月 当社入社</p> <p>2020年6月 取締役執行役員コーポレート本部長、経理、法務、人事、関連会社（販売会社を除く）担当</p> <p>2021年6月 取締役上席執行役員コーポレート本部長、経理、法務、人事、関連会社（販売会社を除く）担当</p> <p>2023年6月 取締役常務執行役員コーポレート本部長、経理、法務、人事総務、関連会社（販売会社を除く）担当</p> <p>2024年4月 取締役常務執行役員コーポレート本部長、経理、法務、人事総務、事業所、関連会社（販売会社を除く）担当（現任）</p>	1,700株
	(候補者とした理由)	<p>河合哲也氏は、パナソニック社内カンパニーやグループ各社での財務分野に関する豊富な経験および経営者としての財務・経理・IR・内部統制・海外業務のマネジメント等を中心に広い見識を有しています。今後もこれらの経験等をもとに、当社における管理本部機能を更に強化し、取締役として適切に職務を遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	<p>しみずのぶあき 清水信明 (1961年4月10日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数：3年</p> <p>取締役会出席状況：18/18回</p>	<p>1986年4月 松下電器産業株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）入社</p> <p>2006年4月 同社上海松下電池有限公司総経理</p> <p>2010年10月 パナソニックストレージバッテリー株式会社（現株式会社GSユアサエナジー）代表取締役社長</p> <p>2014年1月 パナソニック株式会社オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社（現パナソニックオートモーティブシステムズ株式会社、パナソニックインダストリー株式会社、パナソニックエナジー株式会社）調達・ロジスティクスセンター理事</p> <p>2015年4月 パナソニック株式会社グローバル調達社（現パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社）調達企画センター所長</p> <p>2017年4月 パナソニック株式会社（現パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社）品質・環境本部環境経営推進部長</p> <p>2020年3月 同社退社 同年4月 当社入社 同年11月 執行役員戦略企画本部長、資材、IR担当</p> <p>2021年6月 取締役上席執行役員戦略企画本部長 兼 CIO(Chief Information Officer)、資材、IR担当</p> <p>2023年6月 取締役常務執行役員戦略企画本部長 兼 CIO(Chief Information Officer)、資材、IR担当（現任）</p>	0株
	(候補者とした理由)	<p>清水信明氏は、海外・国内での経営者としての豊富な経験および資材調達・IR・環境経営等を中心に広い見識を有しています。今後もこれらの経験等をもとに、当社における本部機能を更に強化し、取締役として適切に職務を遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	<p>え ぐち なお や 江 口 直 也 (1954年8月28日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p> <p>取締役在任年数：7年</p> <p>取締役会出席状況：18/18回</p>	<p>1980年4月 富士電機製造株式会社（現富士電機株式会社）入社 2005年6月 富士電機アドバンステクノロジー株式会社（現富士電機株式会社）エレクトロニクス技術研究所長 2006年6月 富士電機システムズ株式会社（現富士電機株式会社）取締役 同 年7月 同社取締役 兼 技術開発本部長 2009年4月 兼 富士電機アドバンステクノロジー株式会社（現富士電機株式会社）代表取締役社長 同 年10月 兼 富士電機ホールディングス株式会社（現富士電機株式会社）技術開発本部先端技術研究所長 2010年4月 富士電機システムズ株式会社（現富士電機株式会社）取締役執行役員常務 兼 技術開発本部長 兼 富士電機ホールディングス株式会社（現富士電機株式会社）技術開発本部副本部長 2011年4月 富士電機株式会社執行役員 兼 技術開発本部長 同 年6月 同社取締役執行役員 兼 技術開発本部長 2012年6月 同社執行役員 兼 技術開発本部長 2014年6月 同社取締役執行役員 兼 技術開発本部長 2016年6月 同社執行役員 兼 技術開発本部長 2017年4月 同社顧問 同 年6月 当社社外取締役（現任） 同 年同月 FDK株式会社 社外取締役（監査等委員） 2021年6月 FDK株式会社 顧問（現任） 同 年同月 富士電機株式会社 顧問退任</p> <p>(重要な兼職の状況) FDK株式会社 顧問</p>	0株
	(候補者とした理由および期待される役割)	<p>江口直也氏を社外取締役候補者とした理由は、先端技術分野、技術開発部門について豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、利益相反管理委員として当社と支配株主との重要な利益相反取引に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	<p>いいむら そむく 飯村 北 (1953年4月14日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p> <p>取締役在任年数：4年</p> <p>取締役会出席状況：18/18回</p>	<p>1986年4月 弁護士登録 同 年 同 月 枳田江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 1988年10月 米国Rogers & Wells法律事務所（現Clifford Chance法律事務所）出向 1991年7月 枳田江尻法律事務所復職 1992年1月 同所パートナー 2007年7月 西村あさひ法律事務所入所 同 年 同 月 同所パートナー 2014年6月 マルハニチロ株式会社社外取締役（現任） 2016年6月 株式会社ヤマダ電機（現株式会社ヤマダホールディングス）社外監査役（現任） 2017年2月 株式会社不二越社外監査役 2019年1月 弁護士法人西村あさひ法律事務所入所 同 年12月 弁護士法人西村あさひ法律事務所退所 2020年1月 名取法律事務所入所（現ITN法律事務所） 同 年2月 株式会社不二越社外監査役退任 同 年5月 株式会社三陽商会社外監査役（現任） 同 年6月 当社社外取締役（現任） 同 年12月 ITN法律事務所 代表弁護士（現任） 2022年6月 アクセリード株式会社社外取締役（監査等委員） 2023年6月 アクセリード株式会社社外取締役（監査等委員）退任</p> <p>(重要な兼職の状況) ITN法律事務所 代表弁護士 株式会社ヤマダホールディングス 社外監査役 マルハニチロ株式会社 社外取締役 株式会社三陽商会 社外監査役</p>	0株
	(候補者とした理由および期待される役割)	<p>飯村北氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての公正・中立な立場から豊富な経験と広い見識を有しており、引続きこれらの経験等をもとに、社外取締役として異なる観点から当社コーポレート・ガバナンスおよび経営に適切な監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、利益相反管理委員として当社と支配株主との重要な利益相反取引に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	<p>さとう たつ ろう 佐藤 達郎 (1959年3月26日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p> <p>取締役在任年数：4年</p> <p>取締役会出席状況：18/18回</p>	<p>1981年4月 株式会社旭通信社（現株式会社ADKホールディングス）入社</p> <p>2006年1月 同社クリエイティブ戦略本部長</p> <p>2008年12月 同社退社</p> <p>2009年1月 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ入社 エグゼクティブ・クリエイティブ・ディレクター</p> <p>同年4月 青山学院大学大学院総合文化政策学研究所非常勤講師（現任）</p> <p>2011年3月 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ退社</p> <p>同年4月 多摩美術大学美術学部グラフィックデザイン学科教授</p> <p>同年同月 コミュニケーション・ラボ代表（現任） 株式会社小田急エージェンシー 外部アドバイザー（現任）</p> <p>2014年4月 多摩美術大学美術学部共通教育センター教授</p> <p>2020年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2023年4月 多摩美術大学美術学部リベラルアーツセンターセンター長/教授（現任）</p> <p>同年4月 青山学院大学経営学部非常勤講師（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 多摩美術大学美術学部リベラルアーツセンターセンター長/教授 青山学院大学大学院総合文化政策学研究所非常勤講師 青山学院大学経営学部非常勤講師 株式会社小田急エージェンシー 外部アドバイザー コミュニケーション・ラボ 代表</p>	0株
	(候補者とした理由および期待される役割)	<p>佐藤達郎氏を社外取締役候補者とした理由は、広告業界や大学教育分野での豊富な経験と広い見識ならびに執筆・講演・研修・企画・コンサルティング等幅広い分野での実績を有しており、引き続きこれらの経験等をもとに、社外取締役として異なる観点から適切な監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、利益相反管理委員として当社と支配株主との重要な利益相反取引に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	たか き けい し 高木 啓史 (1976年10月23日生) 新任	2001年4月 古河電気工業株式会社入社 2018年4月 同社情報通信ソリューション統括部門ファイテル製品事業部門産業レーザ技術部長 2020年4月 同社情報通信ソリューション統括部門ファイテル製品事業部門産業レーザシステム部長 2022年4月 同社情報通信ソリューション統括部門ファイテル製品事業部門産業レーザソリューション部長 2024年4月 同社戦略本部経営企画部長（現任） (重要な兼職の状況) 古河電気工業株式会社 戦略本部経営企画部長	0株
	(候補者とした理由)	高木啓史氏は、新事業の立ち上げおよび事業化推進に関する豊富な経験および広い見識を有しています。これらの経験等をもとに、取締役として適切な役割を担っていただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 各取締役の取締役在任年数は、本株主総会終結時点まで、当社の取締役として継続して在任した年数を記載しております。
3. 取締役候補者と特定関係事業者の関係については以下のとおりです。
- ・黒田修氏、千葉徹氏は、過去10年間において当社の親会社である古河電気工業株式会社の業務執行者でありました。地位、担当については略歴に記載のとおりであります。
 - ・高木啓史氏は、過去10年間において当社の親会社である古河電気工業株式会社の業務執行者であり、現在も同社の業務執行者であります。地位、担当については略歴に記載のとおりであります。
4. 江口直也氏、飯村北氏、佐藤達郎氏、高木啓史氏は非業務執行取締役候補者であります。
5. 社外取締役にに関する事項
- ①江口直也氏、飯村北氏、佐藤達郎氏は社外取締役候補者であります。
- ②取締役候補者と特定関係事業者の関係については以下のとおりです。
- 江口直也氏は、過去10年間において当社の特定関係事業者（主要取引先）である富士電機株式会社の業務執行者でありました。また、同氏は、FDK株式会社の社外取締役（監査等委員・非業務執行取締役）でありました。地位、担当については略歴に記載のとおりであります。

③独立役員に関する情報については以下のとおりです。

- ・当社は、江口直也氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。江口直也氏は、過去に当社の主要な取引先である富士電機株式会社の業務執行者でありましたが、当社の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、当社の独立役員として指定しております。本株主総会において同氏が原案どおり選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- ・当社は、飯村北氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。飯村北氏は、当社との間に特別な関係・属性は認められず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、当社の独立役員として指定しております。本株主総会において同氏が原案どおり選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- ・当社は、佐藤達郎氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。佐藤達郎氏は、当社との間に特別な関係・属性は認められず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、当社の独立役員として指定しております。本株主総会において同氏が原案どおり選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

5. 責任限定契約の締結については以下のとおりです。

江口直也氏、飯村北氏、佐藤達郎氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、江口直也氏、飯村北氏、佐藤達郎氏は金4百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。本株主総会において各候補者が原案どおり選任された場合は、当社は引き続き当該責任限定契約を継続する予定です。また、高木啓史氏が原案どおり選任された場合は、高木啓史氏と当社との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金1百万円または法令が定める額のいずれか高い額とする予定です。

6. 役員等賠償責任保険契約については以下のとおりです。

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社取締役および当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、当該保険契約は各候補者が原案どおり選任され取締役や監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定していません。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	候補者属性
1	かみむらたかとし 上村高敏	常務執行役員 社長付	新任
2	おがわゆきのぶ 小川幸伸	社外監査役	再任 社外 独立
3	きがわまきこ 木川真希子	社外監査役	再任 社外 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	かみ むら たか とし 上村高敏 (1964年3月10日生) 新任	1988年4月 古河電気工業株式会社入社 2012年1月 同社エネルギー・産業機械カンパニーエネルギー事業部三重銅線製造部長 2013年4月 同社導電材事業部門長 2016年4月 同社電装エレクトロニクス材料統括部門導電材事業部門長 2017年4月 同社電装エレクトロニクス材料統括部門銅条・高機能材事業部門長 兼 導電材事業部門長 2017年6月 同社電装エレクトロニクス材料統括部門銅条・高機能材事業部門長 2018年4月 同社執行役員電装エレクトロニクス材料統括部門銅条・高機能材事業部門長 2019年4月 同社執行役員ものづくり改革本部長 2021年3月 同社退社 2021年4月 当社入社 2021年6月 常務執行役員CPO (Chief Product Officer) 2022年6月 常務執行役員ESH本部長 2024年4月 常務執行役員社長付 (現任)	2,500株
	(候補者とした理由)	上村高敏氏は、生産技術部門および事業部門における豊富な経験と広い見識を有しており、当社において常務執行役員として品質保証、起業、安全、環境、健康経営を推進し、指導力と判断力を発揮いたしました。これらの経験等をもとに、常勤監査役としての役割を担うに適任であると判断し、監査役候補者といたしました。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p>お がわ ゆき のぶ 小 川 幸 伸 (1956年11月13日生)</p> <p>再任</p> <p>社外監査役</p> <p>独立役員</p> <p>監査役在任年数：4年</p> <p>監査役会出席状況：11/11回</p> <p>取締役会出席状況：18/18回</p>	<p>1989年10月 公認会計士登録</p> <p>2007年8月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員</p> <p>2017年7月 公認会計士小川幸伸事務所代表（現任）</p> <p>2019年10月 ティーライフ株式会社社外取締役（監査等委員）</p> <p>2020年6月 公益財団法人佐々木研究所監事（現任）</p> <p>同年6月 当社社外監査役（非常勤）（現任）</p> <p>2022年3月 リリカラ株式会社社外取締役（監査等委員）</p> <p>同年10月 ティーライフ株式会社社外取締役（監査等委員）退任</p> <p>2023年3月 リリカラ株式会社社外取締役（監査等委員）退任</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>公認会計士小川幸伸事務所代表</p> <p>公益財団法人佐々木研究所監事</p>	0株
	(候補者とした理由)	<p>小川幸伸氏は、監査法人における監査業務としての豊富な経験と広い見識および公認会計士としての財務会計に関する知見を有しています。これらの経験等をもとに、社外監査役として適切な役割を担っていただけるものと判断し、監査役候補者と致しました。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外監査役としての適性を有していると判断いたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p>きがわ まき こ 木川真希子</p> <p>(現姓：上野)</p> <p>(1954年12月18日生)</p> <p>再任</p> <p>社外監査役</p> <p>独立役員</p> <p>監査役在任年数：4年</p> <p>監査役会出席状況：11/11回</p> <p>取締役会出席状況：18/18回</p>	<p>1977年4月 株式会社集英社入社</p> <p>2011年6月 同社編集総務部長</p> <p>2015年8月 同社常勤監査役</p> <p>同 年11月 集英社サービス株式会社非常勤監査役</p> <p>同 年 同 月 株式会社一ツ橋企画非常勤監査役</p> <p>同 年 同 月 株式会社千代田スタジオ非常勤監査役</p> <p>2017年11月 株式会社白泉社非常勤監査役</p> <p>同 年 同 月 集英社ビジネス株式会社非常勤監査役</p> <p>同 年 同 月 株式会社集英社クリエイティブ非常勤監査役</p> <p>2019年8月 株式会社集英社常勤監査役退任</p> <p>同 年11月 集英社サービス株式会社非常勤監査役退任</p> <p>同 年 同 月 株式会社一ツ橋企画非常勤監査役退任</p> <p>同 年 同 月 株式会社千代田スタジオ非常勤監査役退任</p> <p>同 年 同 月 株式会社白泉社非常勤監査役退任</p> <p>同 年 同 月 集英社ビジネス株式会社非常勤監査役退任</p> <p>同 年 同 月 株式会社集英社クリエイティブ非常勤監査役退任</p> <p>2020年6月 当社社外監査役（非常勤）（現任）</p>	0株
	(候補者とした理由)	<p>木川真希子氏は、集英社およびグループ各社における監査役としての監査業務に関する豊富な経験と広い見識を有しています。これらの経験等をもとに、社外監査役として適切な役割を担っていただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。</p>	

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者と特定関係事業者の関係については以下のとおりです。
- 上村高敏氏は、過去10年間に於いて当社の親会社である古河電気工業株式会社の業務執行者でありました。地位、担当については略歴に記載のとおりであります。
3. 木川真希子氏の戸籍上の氏名は、上野真希子氏であります。
4. 社外監査役に関する事項
- ①小川幸伸氏、木川真希子氏は社外監査役候補者であります。
- ②独立役員に関する情報については以下のとおりです。
- ・当社は、小川幸伸氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。現在、同氏が所長を務めている公認会計士小川幸伸事務所と当社との間には取引関係はなく、当社の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、本株主総会において同氏が原案どおり選任された場合は、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
 - ・当社は、木川真希子氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。木川真希子氏は、当社との間に特別な関係・属性は認められず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、本株主総会において同氏が原案どおり選任された場合は、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

5. 責任限定契約の締結については以下のとおりです。

小川幸伸氏、木川真希子氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金4百万または法令の定める額のいずれか高い額としております。本株主総会において各候補者が原案どおり選任された場合は、当社は引き続き当該責任限定契約を継続する予定です。

6. 役員等賠償責任保険契約については以下のとおりです。

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社取締役および当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、当該保険契約は各候補者が原案どおり選任され監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

ご参考：取締役候補・監査役候補の有する主な知見や経験

★委員長
●委員

氏名	当社が期待する知見・経験								指名・報酬委員会	利益相反管理委員会	
	企業経営	法務・コンプライアンス・リスク管理	人材開発・多様性	技術・開発	国際性	製造・品質	営業・マーケティング	財務・会計			
取締役	黒田 修	●		●				●		●	
	千葉 徹	●		●		●		●			
	田口 仁	●		●				●			
	河合 哲也	●	●	●		●			●		●
	清水 信明	●		●		●	●				
	江口 直也 社外 独立	●		●	●		●			★	★
	飯村 北 社外 独立		●	●		●				●	●
	佐藤 達郎 社外 独立	●	●	●		●		●		●	●
	高木 啓史	●			●			●			
監査役	上村 高敏	●	●			●	●				
	小川 幸伸 社外 独立		●	●		●			●		
	木川 真希子 社外 独立		●	●							

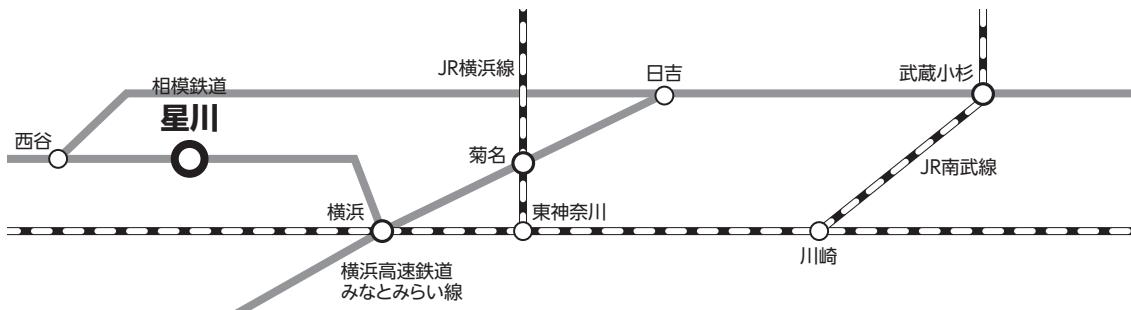
上記は、各役員が有する全ての知見・経験を表すものではありません。

株主総会会場ご案内図

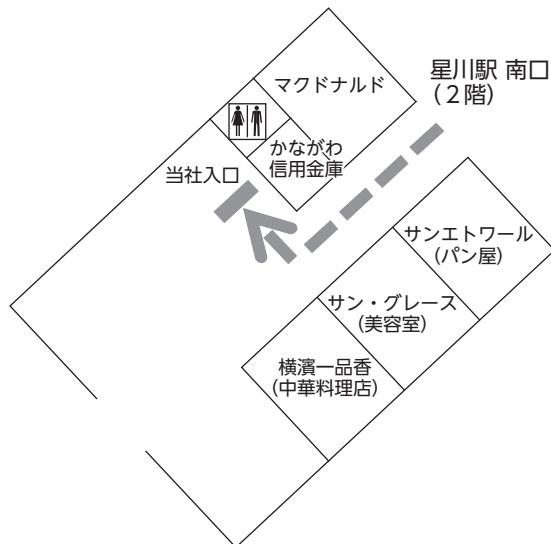
会場：横浜市保土ヶ谷区星川二丁目4番1号（星川SFビル6階）
古河電池株式会社 本社 電話 (045) 336-5034（代表）

◆交通機関のご案内

最寄駅：相模鉄道星川駅（副駅名称：FB古河電池 本社前）



◆星川駅からの経路



お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。